

筑波大学人工知能科学センターとつくば市との  
つくばセンタービルリニューアルに係る包括協定

(目的)

第1条 本協定は、筑波大学人工知能科学センター（以下、「甲」という。）とつくば市（以下、「乙」という。）が、つくばセンタービルリニューアルにあたり、緊密な相互連携に基づき協働による取組等を実施することにより、筑波研究学園都市にふさわしい人工知能を活かしたリニューアルを目指すことを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項（以下「連携事項」という。）について相互に連携を図りながら協力する。

- (1) 筑波大学において開発された人工知能技術の実応用を見据え、人工知能を活かしたつくばセンタービルリニューアルに向けた検討を行う。
- (2) つくばセンタービルの各施設において、人工知能を活かした運営等を行い、実環境において人工知能に関する基盤研究及び応用研究を行うことにより、施設運営により効果的な人工知能の可能性等を検討する。

(意見交換等)

第3条 甲と乙は、前条各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、意見交換を行うものとする。

- 2 連携事項に関する具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、取組ごとに別途決定する。

(守秘義務)

第4条 甲と乙は、本協定に基づく連携協力に当たり知り得た事項（個人情報以外の事項であって公知であるものを除く。）については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。ただし、事前に書面による他の当事者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(協定の変更)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、甲乙協議の上、書面による合意により、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日（以下「期間満了の日」という。）の3か月前までに、甲、乙から更新しない旨の書面による申出を行わないときは、本協定の期間満了の日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第7条 前条の規定に関わらず、甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、協定を解除しようとする日の3か月前までに書面による申入れによって、本協定を解除することができる。

(疑義の決定)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和2年（2020年）8月3日

甲 茨城県つくば市天王台1-1-1  
筑波大学人工知能科学センター  
センター長 櫻井鉄也

乙 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1  
つくば市  
つくば市長 五十嵐立青